

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡妻（以下「被災者」という。）は、○年○月○日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、商品の梱包・出荷の業務に従事していた。
- 2 被災者は、○年○月○日の業務中、頭を机に伏せたまま動かなくなり、その後、C医療機関に救急搬送されたが死亡した。死体検案書には、直接死因「胸部大動脈解離」と記載されている。

請求人によると、被災者は、入社して1年ほどしてから帰宅時間が毎晩午後10時30分から午後11時頃になり、休日も少なくなったという。

- 3 本件は、請求人が被災者に発症した疾病は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した疾病及び死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 当審査会は、D医師作成の死体検案書及びE医師作成の○年○月○日付け意見書に基づき、被災者は、○年○月○日に死亡し、死亡の原因は「胸部大動脈解離」（以下「本件疾病」という。）であり、その発症時期を同日と判断する。

(2) 本件疾病に係る業務起因性の判断は、決定書理由に記載の「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について」(平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。)に基づくものとされているところ、当審査会も認定基準は妥当であると判断することから、同基準に基づいて判断すると、以下のとおりである。

(3) 本件疾病発症直前から前日までの間において、認定基準上の異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

(4) 被災者の就労時間についてみると、監督署長は、決定書理由に説示するとおり、タイムカード、時間管理表等の各関係資料及び会社関係者の申述を基に、被災者の始業時間、終業時間、休憩時間等を推計し、労働時間を算定している。

この点、請求人は、被災者の労働時間について、被災者はタイムカードの終業打刻時刻の後にも時間外労働に従事していた旨主張し、その証拠としてレシートを提出している。これらを踏まえ、監督署長は、決定書理由に説示するとおり、被災者の終業時刻を推計し、労働時間を算定している。

当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、監督署長の労働時間の算定は妥当であると判断する。

(5) そこで、被災者の本件疾病発症前おおむね1週間の就労状況をみると、決定書理由に説示するとおり、被災者の時間外労働時間を最長に推計した場合にお

いても14時間33分であり、当審査会としても、被災者は発症前おおむね1週間において、日常業務に比して特に過重な業務に従事していたとは認められないものと判断する。

(6) 次に、被災者の本件疾病の発症前1か月の時間外労働時間数をみると、57時間21分であり、100時間には達しておらず、発症前2か月ないし6か月における1か月あたりの平均時間外労働時間も80時間に達していないことから、当審査会としても、被災者は、発症前の長期間にわたって著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労していたとは認められないものと判断する。

(7) 業務以外の要因についてみると、○年○月○日受診の健康診断の結果では、血圧が185/134mmHgと高値であり、胸部X線にて心拡大が認められ、また、○年○月○日受診の健康診断の結果では、血圧が187/129mmHgと高値であり、両眼高血圧性眼底の所見が認められる。

さらに、D医師は、○年○月○日付け意見書において、「業務内容と大動脈解離との因果関係は完全に否定できるものではないが、ほとんどが重症の高血圧症を放置していたことによると思われる。」と述べ、E医師は、同年○月○日付け意見書において、要旨、被災者の高血圧症と本件疾病とは相当の関連性がある旨述べている。

(8) 以上のことからすると、被災者には、「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のいずれも認められないから、被災者に発症した本件疾病及び死亡は業務上の事由によるものとは認められない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。